

令和8年度吉富町多世代交流型複合施設管理運営に係る調査検討業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 要旨

この実施要領は、令和8年度吉富町多世代交流型複合施設管理運営に係る調査検討業務委託（以下「本業務」という。）の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 名称

令和8年度吉富町多世代交流型複合施設管理運営に係る調査検討業務委託

(2) 業務内容

令和8年度吉富町多世代交流型複合施設管理運営に係る調査検討業務委託（以下「仕様書」という。）のとおり

※ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として決定された企業と協議の上、提案書の内容を反映し、仕様を変更することができる。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 委託上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、吉富町は契約金額以外の費用を負担しない。

3. プロポーザルに関する日程等

項目	日程
公募開始日	令和8年5月11日（月）
質問書の受付期間	公募開始日から令和8年5月15日（金）まで
質問書 回答	令和8年5月18日（月）まで随時
参加表明書受付期間	公募開始日から令和8年5月22日（金）まで
選定通知書の送付	令和8年5月25日（月）
企画提案書の受付期間	公募開始日から令和8年5月29日（金）まで

審査会（プレゼンテーション）	令和8年6月3日（水）頃を予定
選考結果の通知・公表	令和8年6月8日（月）頃を予定

※上記日程は変更となる可能性がある。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする

- (1) 吉富町財務規則（平成8年規則第11号）第96条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないものであること。
- (2) 吉富町から現に指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者ないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 福岡県暴力団排除条例（平成21年10月19日福岡県条例第59号）に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (7) 公共施設の管理運営に係る調査検討業務に関する実務実績があり、技術的な能力を有していると認められるものであること。

5. 参加申込の手続き

次の書類を各1部提出すること。

提出書類	提出上の注意
参加表明書（様式1）	
法人概要書（様式2）	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。
業務実績調書（様式3）	過去5年以内（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に元請としての公共機関が発注・完了した同種業務実績

業務実施体制調書（様式4）	体制に掲載する担当技術者の雇用証明（保険証等の写し）、資格証明書の写しを添付すること。
---------------	---

（1）提出方法

持参、書留郵便のいずれかの方法にて下記の担当部局宛に提出すること。期限内に提出が無い場合は参加辞退したものとみなす。

（2）提出期限

令和8年5月22日（金）正午まで ※時間厳守

6. 企画提案書等の提出

（1）提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式5）
- ② 企画提案書（任意様式、要領は（2）のとおり）
- ③ 国税・都道府県税・市町村税の納税証明書（提出日から3カ月以内のもの）
- ④ 印鑑証明書（法人印、原本1部、残りは写しでも可）
- ⑤ 見積書
 - ・消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
 - ・業務ごとの積算内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について記載すること。
 - ・見積書の金額は委託上限額を上回らないこと。

（2）企画提案書の作成及び記載上の留意事項

- ・提案書は総ページ数10頁以内、10ポイント以上、A4サイズ。
- ・長辺綴じにすること。
- ・提案趣旨やアピールポイントを簡潔に記述すること。
- ・企画提案書は、1事業者につき1点とする。

（3）提出部数

各9部（原本1部、副本8部）

原本にのみ事業者名、代表者名を記載し、代表者印の押印をすること。

副本には事業者名等の記載は一切行わないこと。

(4) 提出方法

11.に記載の担当部局に持参又は書留郵便にて提出すること。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時までの間とする。

(5) 提出期限

令和8年5月29日(金)午後5時まで ※時間厳守

7. 質疑応答

(1) 質問の受付期限

令和8年5月15日(金)正午まで

(2) 質問方法

質問書(様式6)に質問事項を記入し、件名を「【質問】複合施設調査検討業務(会社名)」とした電子データ(PDFファイル形式)を、11.に記載の問い合わせ先へ電子メールにより提出すること。また、送信後は担当部署に送信した旨を電話連絡し、その到達を確認すること。なお、電話、来庁等による口頭での質問は受け付けない。

(3) 回答

質問と回答は随時町ホームページ上で回答する。

8 契約優先交渉権者の選定方法

(1) 審査体制

町が設置する「吉富町多世代交流型複合施設管理運営に係る調査検討業務受託候補者選定に係る審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、審査・選定を行う。審査は書類審査及びプレゼンテーションによる。

(2) 審査会(プレゼンテーション)

ア 実施日時 令和8年6月3日(水)～5日(金)のいずれか1日を予定

※詳細については調整し、連絡する。

※日程は変更になる場合がある。

イ 実施場所 吉富町役場 3階研修室

ウ 実施時間 35分以内(提案説明20分以内、質疑応答10分程度)

エ 出席者 3名以内

- オ その他
- ・ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での資料配布は認めない。
 - ・ パソコンやプロジェクターを使用する際は、事前に連絡すること。
 - ・ プレゼンテーション資料には企業名の記載を行わないこと。
 - ・ プレゼンテーション審査は非公開とする。

(3) 審査基準

参加資格審査（一次審査）基準

審査項目	審査内容	配点
法人業務実績	・ 法人が業務実績を十分に有しているか	5
業務責任者	・ 業務責任者が業務実績を十分に有しているか	5
	・ 業務責任者が実施要領で示された資格のほか、本業務に有効な資格を保有しているか	5
業務実施体制	・ 業務実施体制が十分に業務遂行可能なものとなっているか	5
合計		20

審査会（プレゼンテーション）審査基準

審査項目	審査の着目点	配点
業務実施方針	・ 本業務の背景・目的を十分に理解しているか	10
	・ 業務の目的に合致した実施方針が示されているか	10
業務実施工程等	・ 望ましい成果をあげることが出来る実施可能な手順、工程となっているか	10
	・ 効果的な進捗管理方法が提案されているか	10
町の特性理解	・ 本町の特性を踏まえた提案であるか	10
調査の具体的な進め方について	・ 実現可能性のある提案であるか	15
	・ 独自性のある提案であるか	15
見積価格	・ 提案価格に対する評価	10
プレゼンテーション	・ 提案の説明能力、本業務への意欲、質疑応答などのコミュニケーション能力等は十分か	10
合計		100

(4) 選定方法

- ①担当部署において提出書類に基づいて参加資格審査（一次審査）を実施し、5者以上から参加表明書の提出があった場合は、配点合計上位4者を企画提案書提出者の対象とする。同点の場合は、4者を超えて選定するものとする。なお、参加表明書の提出が5者未満の場合でも提出書類による参加資格審査は実施するものとする。
- ②審査会（二次審査）は原則、企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施する。本町が定めた審査基準に基づき採点し、審査会で1位評価が最も多い事業者を契約の候補者として、選定の結果の決裁をもって優先契約事業者として決定する。なお、1位評価者が同数の場合は、選定委員全員の総得点の最も高い事業者を選定することとする。また、参加事業者が1者であった場合も本プロポーザルは有効とする。
- ③前項にかかわらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。
- ④以下に掲げる事項に該当する者は失格とする。
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要領に示した企画提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
 - エ 仕様書の条件を満たさない提案を行った場合
 - オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 審査結果通知及び公表

審査の結果については、文書にて参加者全員に郵送で通知する。

9. 契約手続

(1) 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかったときは、次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書に基づき契約を行う事業者とともに内容を確認のうえ、決定するものとする。

(3) 契約代金の支払い

契約代金の支払いは、業務完了後、契約書の定めにより支払うものとする。

(4) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他関連する法令及び吉富町個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するために個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

ア 本業務を遂行するにあたり、業務期間中及び業務完了後において業務上知り得た秘密を一切漏らしてはならない。

イ 本業務に関する一切の資料を他の用途に使用してはならない。

10. その他

(1) 提案者は書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。

(2) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合はプロポーザル参加資格を失格とする。

(4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ辞退届（様式7）を提出すること。

(5) 書類の提出後、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、事務局が承諾したものについてはこの限りでない。

(6) 提出した企画提案書等は返却しない。

(7) 企画提案書の提出後、本町の判断により補足資料の提出を求められることがある。

(8) 企画提案書は事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

(9) 本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、業務の一部について再委託することが必要と本町が認める場合はこの限りでない。この場合はあらかじめ再委託に関する事項を書面によって提出し、本町の承諾を得ること。

(10) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。ただし、本町が本プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。

- (11) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。
- (12) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。

1.1. 問い合わせ及び提出先（事務局）

担当部署	吉富町役場未来まちづくり課
担当者	岩尾
メール	mirai@town.yoshitomi.lg.jp
住所	〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1
電話	0979-24-1122
F A X	0979-24-3219